

質 問 回 答 書 （第 1 回）

（仮称）公園アパート建設工事に伴う基本設計及び実施設計業務（公募型プロポーザル）

質問書について、次のとおり回答します。（質問数：3）

番号	分類	頁	質 問 事 項	回 答
1	（別紙 1）	1 頁	類似業務の定義として「官公庁施設とは、庁舎、警察署、消防署、税務署、保健所、その他これらに類するものとする。」とありますが、学校および寄宿舍は類似業務に該当するものとして、考えてよろしいでしょうか。	学校および寄宿舍が公共建物であれば、該当します。
2	（別紙 1）	（別紙 1） 1 頁	「技術者の技術力」の評価において、同種業務・類似業務とも10,000㎡以上の規模であることが明記されています。同種・類似業務の実績評価において、10,000㎡に満たない実績を記載した場合、評価点は全く与えられないことになるでしょうか。 あるいは、「企業の技術力」の評価にあるように、規模に応じて段階的な評価がなされるものと考えてよろしいでしょうか。	「技術者の技術力」の評価の対象は、同種・類似業務とも10,000㎡以上の実績が対象です。 10,000㎡に満たない実績について、規模に応じて段階的に評価がなされることはありません。
3	実施要領	3 頁	（2）計画にあたっての留意事項-オ 事業費（予定）の中で、「建設工事費及び解体工事費は約45億円（税込み）（住居、集会室等含む。）を想定しており、建設工事等の設計金額をこの工事費内に納めること。ただし、特殊基礎（杭等）及び保育所整備費は含んでおらず、物価上昇など社会情勢の変化は考慮していない。」と記載があります。 昨今の物価の動きを鑑みると、極めて厳しい条件設定になります。プロポーザル案の検討や設計業務を遂行する中で、計画規模や事業費の見直しを行う余地があるものと考えて宜しいでしょうか。	技術提案書提出時点での事業費を45億円としています。計画規模についての見直しはありません。 事業費の見直しについては、建設工事執行時の物価上昇を鑑み、見直しを行う余地が全くないものではありません。